

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現



人類普遍の願いである自由と平等の実現に向け、世界人権宣言を基に世界的に具体的な取組が促進される中、人権を尊重する社会について、市民の関心も確実に高まっています。また、だれもがいきいきと個性と能力を發揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図っています。

しかしながら、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別意識や偏見が未だに見受けられ、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、人権侵害の形態も複雑化、多様化しています。

また、熊本地震においては、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などといった要配慮者に十分な配慮が行き届かないなどの課題が明らかになりました。

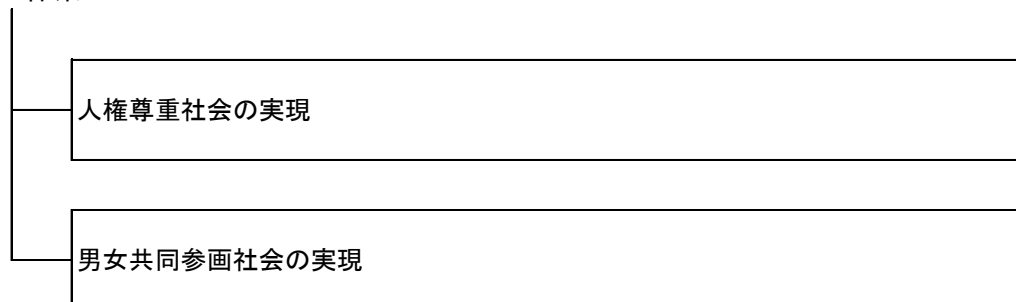
そこで、今後とも、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、不当な差別・偏見や人権侵害を許さない確固とした信念を持って、公共の福祉に反しない限り人権が等しく尊重され、そして、だれもが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などの各分野にわけ隔てなく参画できる社会を築き上げていかなければなりません。

また、今後の人口減少・少子高齢化が進む社会において、性別にかかわらずだれもが活躍できる環境を整備し、より多くの市民や事業者などが男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるよう総合的かつ長期的な視点に立った取組を行っていく必要があります。

そこで、人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などにかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながらともに生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。

さらに、だれもが性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を發揮しながら、ともに責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。

政策の体系



第1節 人権尊重社会の実現

現状と課題

本市では、講演会、シンポジウムや映画会などの人権啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んできました。しかしながら、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNSなどの普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、さらには災害に伴う人権問題やヘイトスピーチが社会問題になっています。

今なお、様々な人権問題が存在し、人権侵害も後を絶たないことから、今後、より一層の人権教育及び啓発を推進し、人権意識の高揚と全ての市民の人権が尊重される社会づくりを進め、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の窓口を充実させ、市民の人権を擁護します。

基本方針

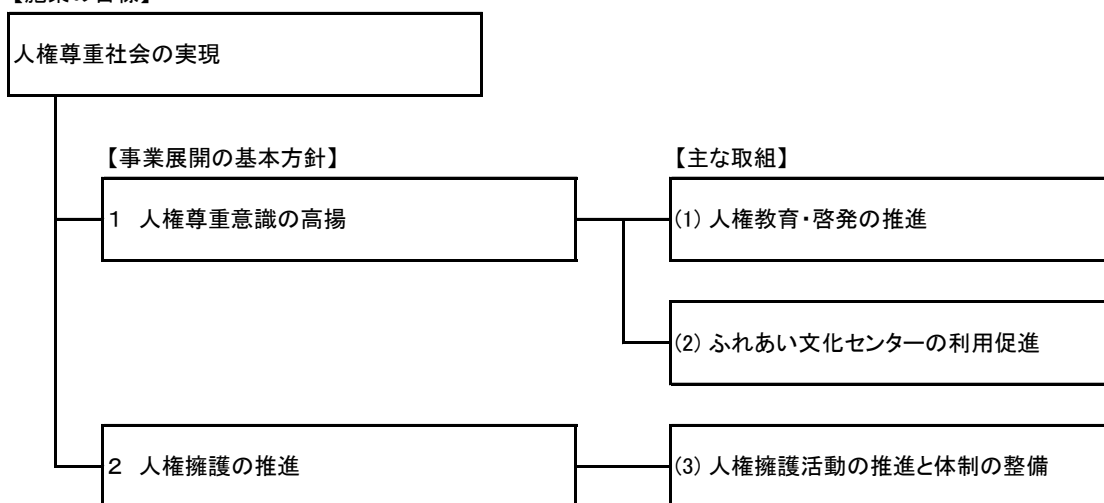
- 1 人権尊重意識の高揚
- 2 人権擁護の推進

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 人権教育・啓発の推進】

- ア 熊本市人権啓発市民協議会と一体となって、研修や講演などの機会を設け、人権教育・啓発を推進します。
- イ 家庭、学校、職場、地域などの身近な場で、自主講座や出前講座などにより、人権教育・啓発を推進します。
- ウ SNSの普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、災害に伴う人権問題、ヘイトスピーチなど、社会の変化に伴い複雑化・多様化する人権課題に対し、有効な啓発手法・媒体を活用し、「気づき」を促し「当事者意識」を高める教育・啓発を推進します。

【(2) ふれあい文化センターの利用促進】

- ア 人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして人権尊重意識の啓発活動と広報活動を充実します。
- イ 開かれたコミュニティセンターとして、市民の交流とふれあいを図り、地域社会と連携して地域福祉の向上に努めます。

【(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備】

- ア 国・県及び人権擁護委員との連携を強化し、人権擁護活動を推進します。
- イ 全ての市民が相談しやすい人権相談の窓口を充実させ、的確な対応により市民の人権を擁護します。

第2節 男女共同参画社会の実現

現状と課題

だれもが性別にとらわれずあらゆる分野で多様な視点や能力がいかされる社会の実現は、今後の人口減少の進展に伴う社会経済情勢の変化に対応していくうえでも不可欠です。しかしながら、企業などの管理職に占める女性の割合や地域で活動する女性リーダーの割合は低く、様々な分野での方針決定や責任ある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいない状況です。

また、熊本地震においては、性別の違いをはじめ、妊産婦や子育て中の女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど、様々なニーズや課題に対応した配慮が必要となることがわかりました。

その一方で、様々な立場の人たちがともに責任を担いながら支えあう「男女共同参画の視点に立った防災」が、非常時に力を発揮することも明らかになりました。

だれもが、様々な分野へ意欲に応じ参画できる社会づくりを進めるため、女性の積極的な登用や参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点をいかす社会環境を整備する必要があります。

基本方針

- 1 男女共同参画のための意識づくり
- 2 男女共同参画のための社会環境の整備

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇

※ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事・女は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと

施策の体系

【施策の目標】

男女共同参画社会の実現

【事業展開の基本方針】

1 男女共同参画のための意識づくり

2 男女共同参画のための社会環境の整備

【主な取組】

(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進

(2) 男女共同参画推進のための支援充実

(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進

事業概要

【(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進】

- ア 学校や家庭、地域における男女共同参画意識の啓発、教育を推進します。
- イ 出前講座の開催やホームページ、広報誌、SNSなどによる積極的な情報発信に努めます。
- ウ ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発に努めます。

【(2) 男女共同参画推進のための支援充実】

- ア 家庭、職場、学校、地域、その他の社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行います。
- イ 市民が安心して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備するとともに、女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。
- ウ 各種審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。
- エ 専門の相談体制により、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決に取り組みます。
- オ 配偶者暴力相談支援センター事業の充実を図り、DV相談体制の強化や被害者の自立支援に取り組みます。
- カ 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備に取り組みます。
- キ 貧困、高齢、障がい、外国人などであることを理由として困難を抱える女性が多いことから、社会的・経済的自立に向けた支援に取り組みます。

ク 性的マイノリティに対する市民の理解促進に向けた啓発や、当事者が抱える生活上の困難の解消に向けた支援に取り組みます。

【(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進】

ア 男女共同参画社会実現を目指すための活動拠点として、様々な市民グループの支援や連携の促進、また、市民文化の振興・交流のための利用を推進します。

イ 市民のニーズに応じた各種講座の開催など、情報の収集、提供に努めます。